

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成31年3月22日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、スポーツ関係業務（学校体育を除く。）の知事部局への移管等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

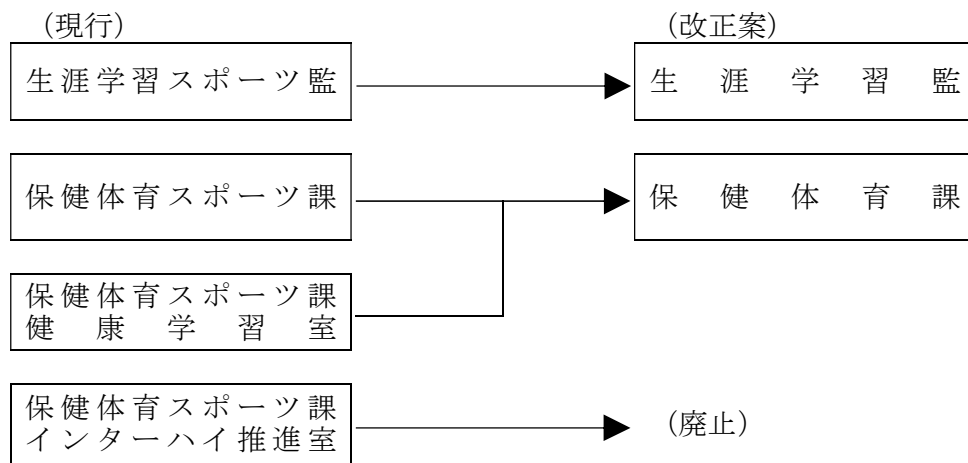
## 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

#### (1) スポーツ関係業務の知事部局への一元化

教育委員会が所管しているスポーツ関係業務（学校体育を除く。）を「スポーツ局（知事部局）」へ移管することに伴い、「生涯学習スポーツ監」を「生涯学習監」に改め、保健体育スポーツ課と保健体育スポーツ課健康学習室を統合し、「保健体育課」に改める。

なお、保健体育スポーツ課インターハイ推進室は、全国高等学校総合体育大会が終了したことに伴い廃止する。



#### (2) 事務の移管

「教育委員会の会議に関すること。」は、平成28年4月1日に管理部総務課教育企画室を管理部教育企画課へ格上げした際に、「教育振興基本計画」や「総合教育会議」との一体性を確保することを目的に、管理部総務課から管理部教育企画課へ移したが、より円滑に業務を進めるためには、県議会への議案等の提出状況を踏まえた開催・運営を行う必要があることから、県議会及び知事との連絡に関することを所管する管理部総務課に移す。

#### (3) 義務教育学校の新設

西尾市に「義務教育学校」が設置されることに伴い、学習教育部義務教育課及び特別支援教育課の事務分掌の範囲に、「義務教育学校」を加える。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

平成31年4月1日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

## 愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を削る。

第五条第二項中第十九号を第二十号とし、第一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 教育委員会の会議に関すること。

第五条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第一項並びに第五項第一号及び第二号中「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同項第六号中「こと」の下に「（特別支援教育課の事務分掌事項を除く。）」を加え、同条第六項第一号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同項第二号中「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同項第四号中「こと」の下に「（特別支援教育課の事務分掌事項を除く。）」を加え、同条第七項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同項第三号中「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同条第八項中「保健体育スポーツ課」を「保健体育課」に改め、同項中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、第九号から第十三号までを五号ずつ繰り上げ、同条第九項から第十一項までを削る。

第十条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第三項指導課から指導第二課までの分掌事務中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第十四条第二項の表中「生涯学習スポーツ監」を「生涯学習監」に改め、「及びスポーツ」を削る。

## 附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(部の設置)

第四条 1及び2 略

3 学習教育部においては、次の事務をつかさどる。

一〜六 略

(管理部に属する課)

第五条 略

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 教育委員会の会議に関すること。

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

十二 略

旧

(部の設置)

第四条 1及び2 略

3 同上

一〜六 略

七 スポーツの振興に関すること。

(管理部に属する課)

第五条 略

2 同上

一 略

二 略

三 略

四 略

五 略

六 略

七 略

八 略

九 略

十 略

十一 略

- 十三 略
- 十四 略
- 十五 略
- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略
- 二十 略

3 教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 略
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 4 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 学習教育部に次の課を置く。

- 生涯学習課
- 高等学校教育課
- 義務教育課

- 十二 略
- 十三 略
- 十四 略
- 十五 略
- 十六 略
- 十七 略
- 十八 略
- 十九 略

3 同上

- 一 教育委員会の会議に関すること。
- 二 略
- 三 略
- 四 略
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 4 以下 略

(学習教育部に属する課)

第六条 同上

- 生涯学習課
- 高等学校教育課
- 義務教育課

特別支援教育課

保健体育課

2～4 略

5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することと（**保健体育課**の事務分掌事項を除く。）。

二 高等学校の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課及び**保健体育課**の事務分掌事項を除く。）。

三～五 略

六 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）に基づく高等学校の設備に関すること（特別支援教育課の事務分掌事項を除く。）。

七以下 略

6 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、**義務教育学校**及び幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（特別支援教育課及び**保健体育課**の事務分掌事項を除く。）。

二 小学校等の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課及び**保健体育課**の事務分掌事項を除く。）。

三 略

四 産業教育振興法に基づく中学校の設備並びに理科教育振興法に基づく小学校及び中学校の設備に関すること（特別支援教育課の事務分掌

特別支援教育課

保健体育スポーツ課

2～4 略

5 同上

一 高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することと（**保健体育スポーツ課**の事務分掌事項を除く。）。

二 高等学校の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課及び**保健体育スポーツ課**の事務分掌事項を除く。）。

三～五 略

六 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）及び理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）に基づく高等学校の設備に関すること。

七以下 略

6 同上

一 小学校、中学校及び幼稚園（以下この項において「小学校等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（特別支援教育課及び**保健体育スポーツ課**の事務分掌事項を除く。）。

二 小学校等の教育職員の研修に関すること（特別支援教育課及び**保健体育スポーツ課**の事務分掌事項を除く。）。

三 略

四 産業教育振興法に基づく中学校の設備並びに理科教育振興法に基づく小学校及び中学校の設備に関すること。

事項を除く。)

五 略

7 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一 略

二 特別支援学校並びに小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級及び通級による指導（以下この項において「特別支援学級等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（保健体育課の事務分掌事項を除く。）。

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職員の特別支援教育に関する研修に関すること（保健体育課の事務分掌事項を除く。）。

四以下 略

8 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。

一及び二 略

三 略  
四 略  
五 略

五 略

7 同上

一 略

二 特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級及び通級による指導（以下この項において「特別支援学級等」という。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること（保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。）。

三 特別支援学校及び特別支援学級等の教育職員の研修その他の教育職員の特別支援教育に関する研修に関すること（保健体育スポーツ課の事務分掌事項を除く。）。

四以下 略

8 保健体育スポーツ課においては、次の事務をつかさどる。

一及び二 略

三 スポーツ及びレクリエーションの普及奨励に関すること。

四 スポーツ施設の整備に関すること。

五 スポーツの指導者の養成に関すること。

六 スポーツ行事に関すること。

七 スポーツ推進審議会に関すること。

八 略

九 略

十 略

六 略  
七 略  
八 略

(教育事務所の所掌事務)  
第十条 教育事務所においては、次の事務をつかさどる。  
一 略

十一 略  
十二 略  
十三 略  
十四 略

十一 略  
十二 略  
十三 略

- 9| 保健体育スポーツ課にインターハイ推進室及び健康学習室を置く。  
10| インターハイ推進室においては、平成三十年度全国高等学校総合体育大会に関する事務を処理する。  
11| 健康学習室においては、次の事務を処理する。  
一 学校保健、学校安全及び学校給食に関すること。  
二 学校の環境衛生に関すること。  
三 教育職員の学校保健、学校安全及び学校給食に関する研修並びに学校給食関係職員の研修に関すること。  
四 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。  
五 保健所との連絡に関すること。  
六 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

(教育事務所の所掌事務)  
第十条 同上  
一 略

十一 | スポーツの振興に関すること。

十二 略  
十三 略  
十四 略  
十五 略



(課の設置)

第十一条 1及び2 略

3 前二項の各課の分掌事務は、次のとおりとする。この場合において、指導第一課及び指導第二課は、担当区域を定めて事務を分掌する。

総務課

一〇十 略

指導課

指導第一課

指導第二課

一〇八 略

### 九 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 略

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

課 総括専門員以下 略	組織	職名	職員の種類	職務
	部 学習教育	監 生涯学習	事務職員	上司の命を受け、生涯学習の振興に関する事務を掌理する。

(課の設置)

第十一条 1及び2 略

3 同上

総務課

一〇十 略

指導課

指導第一課

指導第二課

一〇八 略

### 十 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 略

2 同上

同上	組織	職名	職員の種類	職務
	部 学習教育	監 スポーツ	事務職員	上司の命を受け、生涯学習及びスポーツの振興に関する事務を掌理する。

3 略

3 略